

災害対応マニュアル

奈良県食品衛生検査所
市場食品検査課

平成31年3月

目 次

I	マニュアル策定の趣旨及び目的	1
II	災害発生時の対応理念及び活動手順	2
III	災害発生時BCP業務整理表	3
IV	災害予防対策	5
	1. 施設に関する事	6
	2. 薬品及び高圧ガス等の安全確認に関する事	7
	3. 防災設備・防災用品に関する事	9
	4. 防災訓練に関する事	10
V	災害応急対策	12
	1. 活動体制に関する事	13
	2. 災害別対応に関する事	13
	3. 時間別対応に関する事	17
	4. 応急措置に関する事	20
	5. 衛生指導に関する事	21
VI	関係資料	24
	1. 食品衛生検査所 市場食品検査課 災害発生時緊急連絡網	25
	2. 食品衛生検査所 市場食品検査課 関係機関一覧表	26
	3. 災害時取扱要注意薬品一覧	27
	4. 通報訓練シナリオ	28

I マニュアル策定の趣旨及び目的

昨今、阪神大震災、東日本大震災、大阪府北部地震等の震災及び紀伊半島大水害、西日本豪雨等の風水害である自然災害が全国各地で発生している。又、糸魚川市大規模火災や検査機関・大学等における火災や爆発等の人為災害についても火気取扱者の不注意が原因で発生している。

本県では、奈良県地域防災計画〈水害・土砂災害等編〉及び奈良県地域防災計画〈地震編〉〔平成30年3月修正〕に基づき、業務を直接担当する職員が迅速かつ適切に活動することとされている。

食品衛生検査所では、県内を流通する食品の安全・安心の観点から食品等検査並びに食品等事業者の監視・指導に携わっている。

本マニュアルは、災害発生の予防対策から発災直後の応急対策、並びに通常業務に戻るまでの支援等、具体的な活動内容について、休日・夜間等勤務時間外においてもスムーズに対応できるように策定する。

本マニュアルは、災害発生時に3日以内（急性期）、1週間以内（亜急性期）、1ヶ月以内（慢性期）、1ヶ月以降（回復期）の時系列により記述しているが、災害の規模により各時期の活動内容を適宜スライドさせることもある。

また、災害発生時BCP業務整理表を作成し、通常業務と新規に発生する災害時応急対策業務を区分し、各業務に優先順位を付け、迅速かつ適切な活動を行う。

本マニュアルは、平成31年3月時点での取り扱いであり、今後大規模災害発生時等改訂が必要な場合は、速やかに実効性のあるものとして随時見直しを行う。

Ⅱ 災害発生時の対応理念及び活動手順

災害発生時には、食品衛生検査所職員としての自覚を持ち、当市場内を流通する食の安全・安心を確保するために、職員自ら健康危機管理を行うと共に食品衛生を所管する要の機関として対応する必要がある。

災害発生時の対応として心掛けること

1. 正確な情報を収集する。
徒歩、自転車による目視確認を基本として対応する。ただし、電話、FAX、インターネット等が機能している場合は可能な範囲で活用する。
2. 人の健康・生命を守ることを最優先に行動する。
「どのような健康被害がどこで、どれだけ発生しているのか？ どのような行政対応をどれだけ必要としているのか？」の情報を基に迅速かつ的確に対応する。
3. 職員各自は、安否及び所在地について逐次相互に情報を交換する。又、当所食肉検査課及び県消費・生活安全課への連絡を密に行う。
4. 職員各自は、二次災害の被害を回避するために自ら慎重に判断し行動する。
5. 中央卸売市場企画管理課（以下、「農林部」という。）及び関係機関・関係団体との連携を密にし対応する。
6. 市場内被災施設に関するプライバシーや人権に配慮し対応する。

対応手順

1. 災害発生時BCP業務整理表に基づく対応
通常業務と災害発生時対応業務（新規業務）に分類した各業務について、後者業務を優先し、3日以内（急性期）、1週間以内（亜急性期）、1か月以内（慢性期）、1か月以降（回復期）の時系列により順次手際よく対応する。ただし、災害の規模により各時期の活動内容を適宜スライドさせることもある。
2. 急性期（3日以内）の対応
通常業務であるが、災害発生により中断することで県民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるため優先区分を「A」とした業務は、可能な限り継続することを前提として対応する。
3. 災害発生時対応業務（新規業務）の対応
新たに発生する「災害発生時対応業務」を区分し、各業務に優先度合いを見極めながら迅速かつ的確に対応する。
4. 通常業務の対応
優先区分A、B、Cにより縮小及び中止を余儀なくされる業務にあつては、縮小及び中止の理由について、真摯に説明を行う等細心の注意を払い対応する。

Ⅲ 災害発生時BCP業務整理表

災害発生時BCP業務整理表

【市場食品検査業務BCP】 ※優先区分がA→B→Cとなるよう順番に業務内容を記載し、各期の該当欄に○印を記入する。

	業務内容	優先区分	急性期		亜急性期	慢性期		回復期
			～24時間	～3日	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
通常業務	1	健康被害の発生及びその恐れがあると思われる事案の対応に関する事	A		○			
	2	1以外の苦情及び相談に関する事	B			○		
	3	行政処分に関する事	B			○		
	4	食品及び食品衛生関係施設の監視に関する事	B			○		
	5	食品の収去検査（拭き取り検査を含む）に関する事	B				○	
	6	情報公開請求及び情報提供に関する事	B				○	
	7	食品衛生に係る広報及び啓発に関する事	C					○
	8	食品衛生関係統計処理及び報告に関する事	C					○
	9	衛生講習会等の開催に関する事	C					○
	10	当課の庶務に関する事	C					○
	11	食品衛生協会に関する事	C					○
災害時 （新規業務） 応急対策業務	1	管理棟並びに当課執務室及び検査室の被災状況調査に関する事	*	○				
	2	検査室における毒物、劇物及び危険物の飛散及び漏洩等状況調査に関する事	*	○				
	3	食品衛生関係施設の被災状況調査に関する事	*	○				
	4	被災した食品衛生関係施設に対する衛生指導に関する事	*		○			

※優先区分 A：継続業務・・・災害発生後においても、業務を中断することで、県民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるため継続させなければならない業務
 B：縮小業務・・・災害発生後に、業務を休止・延期できないが縮小できる業務、若しくは、現行では中断することは不可能だが、今後、その事業の実施内容を工夫することなどにより、中断することが可能となる業務
 C：休止業務・・・災害発生時においては、業務を中断しても市民生活や社会機能維持に与える影響が少ないなど中断してもとりわけ差し支えないと思われ、延期や休止ができる業務

IV 災害予防対策

■災害予防対策

火災、風水害、地震等の災害が発生した場合に、被害を最小限に食い止めるために、平時より実施すべき対策を構築しておかなければならない。

1. 施設（管理棟）に関すること

1) 立地

当市場は北側に国道25号線、西側に県道193号線及び南側に西名阪自動車道が通っている。また、最寄りの駅である近鉄橿原線筒井駅からは東南東へ、徒歩約12分（約800m）であり、交通の利便性に富んだ位置に立地している。

管理棟の1階には飲食店、銀行、関係団体が、2階には市場管理部局の事務所が入居している。

災害時の関係機関である大和郡山消防署は北へ2.4km地点、郡山警察署は北へ2.2km地点、大和郡山市役所は北北西へ4km地点に位置している。

周辺は市場も含め準工業地域に指定されており、市場に関連する食品事業所等の立地も見られる。西方には住宅地があり、近鉄橿原線を挟みその西南西に工業地域及び工業専用地域が広がっている。

2) 構造

食品衛生検査所市場食品検査課の施設は、中央卸売市場管理棟（鉄筋コンクリート造3階建）の3階中央に位置し、地上より8mの高さにある。

- ①外壁：鉄筋コンクリート造（アクリル樹脂吹付）
- ②床面：ビニールシート（検査室）、ビニールタイル（事務室）
- ③内壁：モルタル合成樹脂エマルジョンペイント塗、石膏ボード二重貼
- ④天井：岩綿吸音板

3) 設備・機器の配置

什器等の備品や検査機器等の配置並びに使用は、業務の利便性だけでなく災害予防対策も講じなければならない。

- ① 器具保管庫や事務用什器の積み重ねは極力避け、重い物を下部に収納する。また、これらの保管庫や什器の上には物を置かない。
- ② 電気炉やプレート・ヒーター等の高温使用機器は耐熱性の場所に、転倒しないように固定して設置し使用する。また、付近に可燃物を置かない。
- ③ ガスコンロ、ガスバーナー等の付近には有機溶剤や易燃物を置かない。又、その付近で使用しない。
- ④ 検査機器や電気器具の無断改造は危険であり行わない。もし改造が必要な場合は必ずメーカー又は代理店に相談する。

2. 薬品及び高圧ガス等の安全確認に関すること

1) 薬品（毒物、劇物、危険物等）の安全管理

使用する薬品による事故の発生を未然に防止し、又、火災や地震等の発災の場合にも被害を最小限にとどめるため、これらの薬品の保管、使用、廃棄等について基準を定める。

①試薬の購入

- a. 在庫の有無を適宜確認のうえ適正な在庫量を確保する。購入は必要最小量にとどめると共に使用量が極端に寡少な薬品は、保健研究センターへ連絡のうえ無償提供に関する調整を行う。
- b. 発注者は薬品の納品時に、数量、規格等を検査すると共に、各薬品容器に納品日を記載したラベルを貼付し、薬品管理簿に記帳する。
- c. 毒物を購入した場合は、毒物管理簿に記帳し、市場食品検査課長（以下、「課長」という。）が確認する。

②試薬、器具の保管

試薬相互の混合による危険や落下した場合の危険を考慮し、所定の場所に専用トレイ等を用い保管する。ガラス戸付き保管庫にはガラス飛散防止フィルムを貼付して補強する。

③薬品の使用

- a. 薬品の使用、調製は検査に必要な最小量にとどめる。
- b. 毒物を使用した場合は、毒物管理簿に記帳し、課長が確認する。
- c. 検査中は以下の事項に注意する。
 - ア) 炎、火花及び高温物体と有機溶剤の接近、接触を避ける。
 - イ) みだりに溶剤蒸気、粉塵を発生させない。（薬品の入った容器の蓋を開けたまま放置しないこと、又、必要に応じてドラフトを使用すること）
 - ウ) 薬品の入った容器は、実験台の端等不安定な場所や他物の落下の危険性のある場所に置かない。
- d. 検査後は以下の事項に注意する。
 - ア) 検査の後始末は必ず当日中に行う。
 - イ) 検査使用後、薬品の入った容器等は実験台に放置しないで速やかに所定の場所に保管する。
 - ウ) ロータリーエバポレーター内の廃溶剤は廃液ビンに入れ、所定の場所に保管する。
 - エ) 各自が使用した薬品や発生した廃液の後始末について点検を行う。

④薬品の管理及び処分

- a. 溶剤は長期間保管しない。（酸化物や分解物が生成し、爆発の危険性が高まるため）
- b. 毒物は、施錠して保管する。
- c. 毒物は、年度に1回以上在庫管理を行い、毒物管理簿に記載し、課長が確認する。
- d. 毒物を廃棄する場合は、毒物管理簿に記載し、課長が確認する。

⑤廃液の管理・処分

- a. 試薬ビンを用いて廃液を保管する場合は、ビンからのあふれ、漏洩等を防止するため適正容量以下にとどめ、蓋が確実に閉まっている旨を確認のうえ冷暗所に保管する。
- b. 有機系廃液の保管については、3 Lのガロン瓶3本にとどめ、超過する場合はドラフト内で適宜処分する。
- c. 処分後は、課長に報告する。

2) 高圧ガスの安全管理

ガスクロマトグラフをはじめ、各種検査機器に使用している高圧ガスは、高圧ガス保安法に規定されている圧縮ガス又は液化ガスに該当する。

当検査所で保管する種類・量の範囲では、同法による届出は不要である。

日頃よりガスボンベや配管、調圧器等に異常がないか等の点検を怠らないことが必要であると同時に、災害発生時に高圧ガスを原因とする二次災害を発生させないための対処法について、習熟しておく必要がある。

①高圧ガスの取扱上における一般的な注意点

- a. 火災時にボンベが火炎に晒されると爆発する恐れがある。
- b. ボンベに強い衝撃を与えると爆発する恐れがある。
- c. 可燃性ガスの急激な漏洩は、爆発につながる恐れがある。また、ボンベからの直接噴出ガス燃焼は長時間止まらないので、バルブを直ちに止めることができない場合は、周囲の可燃物処置を優先させる。
- d. 窒素ガス等の毒性のないガスであっても、急激な漏洩は酸欠状態になり大変危険であるため、至急窓を全開するなどの処置を行う。

②高圧ガスの取扱いに際しての日常点検

- a. 必要量以上の過大なボンベを設置（保管）しない。
- b. ボンベには転倒しないようチェーンで二重に固定する。ただし、横置きする場合は、実験台等直射日光の当たらない安定した場所に配置する。
- c. ボンベの交換時は、あらかじめ調圧器からガス漏れがないか、いずれかの方法により点検を行う。
 - ア) 液体をバルブや配管接続部に塗布して泡の発生を検知する方法
 - イ) 配管内を高圧ガスで満たした上でバルブを閉じ、圧力変化を検知する方法
- d. ボンベ付近は不必要な物（特に可燃物）を置かない。

③災害発生時におけるガスボンベの処置

- a. 確実な閉栓
元栓（容器弁）を確実に閉める。
- b. ボンベスタンドからの取り外し
 - ア) 既にボンベからガスが噴出、発火に至っている場合
無理に消火を試みると、安定した燃焼バランスが崩れ、爆発する恐れがあるので、直ちに退避する。
このとき、近辺に人が近付かないよう、周知及び誘導しなければならない

い。

イ) ボンベ室の周囲で火災が発生、もしくはその危険性が高まった場合
ボンベを取り外した上、安全な場所へ搬出できる時間的余裕があると判断されるケースに限り、一次消火を優先実施した上で、複数人により搬出措置を講じる。

c. 搬出方法

あらかじめ、配管取り外しのためのレンチ等の工具や懐中電灯、ボンベ運搬用台車を常備しておく。搬出作業は原則として複数人で行う。

なお、転倒したボンベは、破損しガスが噴出する恐れがあるため、慎重に行う。

d. 搬出先

ボンベの爆発という最悪の二次災害を想定して、搬出先には人が近付かないような措置を講じ、全体を見渡せる駐車場等を選ぶ。また、搬出したボンベは横に寝かせて、毛布等を敷き安定させる。

3) 検査機器の安全な取り扱い

取扱い上特に注意が必要な検査機器による事故の発生を未然に防止するための要点及び地震や火災等の災害発生時における注意事項を述べる。

①オートクレーブ

高压容器は転倒等の原因で破損すれば、高压気体が噴出する危険性がある。運転中に災害が発生すれば、すみやかに避難し、そうでなければ安全な方法で減圧を試みる。

②遠心分離機

運転中に災害が発生したときは、直ちに電源を切り、停止するまで、みだりに近付かない。また、メーカーによる点検を受けるまでは作動させない。

③ガスクロマトグラフ

キャリアガスとしてボンベより窒素を使用するので、2) 高压ガスの安全管理に基づき対応する。

水素は純水の電気分解により用時製造するが、運転中に災害が発生すれば、水素発生装置及びガスクロマトグラフの電源を直ちに切り、停止させる。なお、水素発生装置が破損した場合は、室内に水素が充満する恐れがあるので、直ちに換気を行い機器から離れる。

3. 防災設備・防災用品に関すること

1) 防災設備・防災用品の整備

管理棟内には以下の消防設備が設置されている。

①消火器：18台（ABC粉末10型：10台、ABC粉末20型：8台）

②消火栓設備 消火栓ポンプ：1組、屋内消火栓設備：6組、屋外消火栓設備：6組

- ③自動火災報知設備 差動式スポット型感知器：61台、定温式スポット型感知器：18台、煙感知器：11台、基盤：7台
- ④非常放送設備：4台（増幅器：4台、非常遠隔操作器：1台、スピーカ：30個、ATT：15個）
- ⑤誘導灯設備 中型避難口：5台、小型避難口：2台
- ⑥排煙設備 防火扉：6枚、防火ダンパー：2個、排煙口：11個
検査室及び事務室がある3Fには、「火災報知器の基盤（発信器）」が検査室前及び東階段奥に、「ABC粉末10型消火器」が東西階段奥に、「防火扉」が東西階段手前に各々設置されている。
また、東西廊下の両端は全面ガラス戸になっており、消防隊の進入口に指定されている。

2) 防災設備・防災用品の点検

消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防用設備等の点検を実施する。

- ①機器点検：6ヶ月に1回……外観又は簡易な操作による確認をする点検
- ②総合点検：1年に1回……実際に消防設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検

検査室がある管理棟3Fは、以下の設備について機器点検を8月及び2月、総合点検を2月に実施する。

消火器、屋内消火栓設備、ハロゲン化物消火設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常警備設備、誘導灯・誘導標識、防火扉

4. 防災訓練に関すること

発災時に防災活動や救助活動が円滑・迅速に実施できるように、平時より訓練を定期的に行うことが重要である。関係部局・団体が連携を図り実施する。

1) 食品衛生検査所市場食品検査課における訓練・・・2) ②に引き続き実施する。

①通報訓練（9月）

執務時間中の火災発生又は震災発生を想定し、農林部及び本所（食品衛生検査所食肉検査課）、本課（消費・生活安全課）へ速やかに安否及び被害状況等を通報し、被害を最小限に抑えるために連携を図る。ただし、本課への通報は本所から行う。

②避難訓練（9月）

執務時間中の火災発生又は震災発生を想定し、速やかに全ての検査機器の電源を切り（元栓を閉め）、管理棟から退出し、専用水道浄水施設前の駐車場へ避難する。

2) 中央卸売市場における訓練・・・ 以下については、火災発生時を想定したすべての市場勤務者を対象とした農林部所管の訓練である。

①消火訓練（3月）

火災発生時に市場利用者の安全確保を図るため、自衛消防組織による迅速な初期消火の訓練を実施する。

a. 訓練対象者

奈良県中央卸売市場自衛消防組織（県職員及び総合業務管理職員）

b. 訓練内容

自衛消防組織の役割分担を確認すると共に消火栓を使用して実際に消火演習を行う。

c. 自衛消防組織の班編制

ア) 消防隊長……………場長

イ) 指揮班……………企画管理課長、業務課長

ウ) 通報連絡班……………総務管理係員、保安警備業務職員

エ) 消火班……………業務課長補佐、業務係員

オ) 避難誘導班……………業務係員

カ) 防護安全班……………施設係員

キ) 工作班……………施設係長、設備保守業務職員

ク) 救護班……………総務管理係員

②防火訓練（9月）

火災発生時に市場利用者の安全確保を図るため、市場に勤務する企業、団体及び行政が連携を図り、迅速な初期消火、通報及び避難誘導の訓練を実施する。

a. 訓練対象者

奈良県中央卸売市場に勤務する者

b. 訓練内容

想定火災に対して火災場所の目視確認、通報、場内放送、避難に至る一連の演習を行う。また、消火班が消火器及び消火栓の位置を確認し、初期消火の演習を行う。

V 災害応急対策

■災害応急対策

火災、風水害、地震等の災害が実際に発生した（その恐れがある）場合に、被害を最小限に食い止めるために、応急的に行う対策を構築しておかなければならない。

1. 活動体制に関すること

実際に災害が発生した場合に、その被害を最小限度に食い止めるためには、職員全員が速やかに災害応急活動に従事することが重要となる。そのために平常時から所内連絡体制を整備し、緊急時の通報や応援に備えるようにしておく必要がある。

1) 通報（資料1）

①発災時にいち早く連絡が取れるよう毎年連絡網を整備しておく。

係員 → 係長 → 課長 → 所長及び食肉検査課長

②休日等で職員が不在時に、検査所または周辺において緊急対応を要する災害が発生した場合も通報が得られるように、農林部及び守衛室と調整を図っておく。

2) 被災状況の確認

①流言飛語に惑わされず、冷静に行動する。

②在庁している場合は、場内の被害状況について把握し、速やかに所長及び食肉検査課長に連絡する。（必要に応じて消費・生活安全課へ連絡する。）

③職場以外で被災した場合は、安否及び被害状況について、連絡が可能な限り課長に連絡する。

④検査室内に被害が及んでいる場合は、その状況を詳細に記録する。

3) 応援要請（検査室からの火災発生を想定した場合）

①複数人が勤務している場合であっても、職員だけでは対応が困難な場合は、農林部及び市場協会等市場関係者の応援を求める。また、火災報知器や場内放送により市場関係者に災害等の発生を知らせる。なお、応援者に対しては当課職員が適切な指揮をとる。

②一人勤務中の場合は、最小限の応急対応を除いて、あらゆる応援要請を最優先させる。①の応援要請先に関わらず、所内連絡網、関係先連絡網などを活用するほか、当課周辺の関係者などに応援を要請する。

2. 災害別対応に関すること

災害の種類により対応が異なる。想定できる災害として、火災、風水害及び地震があげられる。薬品類及びガスボンベからの漏洩及び引火、発火に対して迅速に対応する必要がある。

1) 火災

A. 食品衛生検査所から出火した場合の対応

①所内にいる他の職員への通報

第一発見者から他の職員全員に大声で知らせる。火事の程度、発生場所を正確に伝える。以下②～⑤の事項を各職員が分担し、冷静かつ速やかに同時遂行する。ただし、職員の安全確保を優先する。

②ガスの遮断

直ちに検査室内及び湯沸かし器付近のガス栓を閉め、所内に供給されているガスの元栓も閉める。また、高圧ガスボンベの元栓も閉める。

③火災拡大の防止

発生元近くの可燃物（紙、木、樹脂等）を遠ざけると共にドラフトや換気扇は止め、空気の流入を遮断する。

④初期消火

a. 消火器、消火栓によらない消火

実験台上でごく少量の溶剤が燃えたただけであるとか、小さな可燃物に火が付いただけであれば、水で湿らせたペーパータオルで覆うなど空気を遮断する。ただし、油火災や大量の可燃性の溶剤火災などでは、水を掛けるとかえって火災が広がることもあるので注意を払う。

b. 消火器を使用する場合

火災が局在している段階では、消火器による消火を試みる。消火器に記載された指示に従い、1～2 m離れて吹き付ける。なお、管理棟内にはABC粉末消火器が設置されている。

c. 消火栓を使用する場合

消火器だけでは対処できないと判断されれば、農林部へ連絡のうえ管理棟内廊下に設置されている消火栓も使用する。なお、消火栓を使用する場合、水栓を開ける者と放水作業をする者の2名が必要である。（農林部と協働して使用する。）ただし、地震発生を伴う火災時には停電や断水のため、消火栓が使用できない恐れもある。

⑤初期消火が困難な場合

a. 消防署への通報

至急、消防署への通報を農林部へ要請する。ただし、休日等により農林部の職員が不在の場合は、課長の判断により消防署へ通報する。

b. 火災発生の周知と応援要請

火災報知器で周辺に知らせると共に応援を要請する。以下の作業は応援者と共に実施する。

c. 危険物の処理

爆発性のある物質や毒性のある物質、高圧ガス、ガスクロマトグラフなどはできる限り安全な場所へ搬出隔離する。

d. 近隣事務所等への通報

管理棟内の事務所等他施設に対しても影響が及ぶような規模の火災であれば、直ちに直接口頭により通報する。

e. 消防隊の誘導

消防車等が到着すれば、直ちに正確な情報を伝えると共に、消防隊を火災現場へ誘導し、消火栓の位置や火災状況を伝えるため、課長は現場に待機する。

f. 避難

最終的に、課長の指示に従って、安全な場所へ避難する。その際には、必要最大限の処置を尽くしたか、もう一度確認すると共に、火災現場に取り残された者の存在を再確認し、防火扉を閉める。

B. 他の事務所から出火し延焼の恐れがある場合の対応

①出火元の確認

出火元からの距離や火災の規模等の状況をできる限り正確に把握する。

②電気、ガスの遮断

検査所に供給されているガス（都市ガス、高圧ボンベ）の元栓を閉める。

また、電源を元ブレーカーの段階で切る。

③危険物の処理

爆発性のある物質や毒性のある物質、高圧ガス、ガスクロマトグラフなどではできる限り安全な場所へ搬出隔離する。

④火災発生事業所への応援

消火器の提供や、消火活動の応援、連絡通報の分担など、貢献できることがあれば可能な限り行う。

⑤避難

最終的に、課長の指示に従って、安全な場所へ避難する。その際には、必要最大限の処置を尽くしたか、もう一度確認すると共に、火災現場に取り残された者の存在を再確認し、防火扉を閉める。

※「他の事務所」とは、管理棟内の当検査所以外の事務所をいう。

2) 風水害

①職員の安全確保

職員の安否を確認し負傷者がいる場合、応急処置を施し一刻も早く医師、病院に連絡、搬送する。

又、建物並びに周辺の被害状況についてもチェックする（浸水、破損等）。

②窓ガラス、ガラス器具等の破損対応

床上に薬品及び有機溶媒等が流出し、落下物が散乱している恐れがあるため十分注意して行動する。

ガラスの破片によるけがを防止するため、軍手の上に厚手のゴム手袋をはめて片付ける。

③危険物の処理

a. ガス漏れ及びエーテル等低沸点溶剤漏洩時の対応

窓を開け換気を行う（換気扇は使用しない）。ガス漏れの場合、室内外の元栓が閉じられているか確認する。低沸点溶剤漏洩時は、マスク、ゴム手袋を着用し漏洩した溶剤を処理する。

b. 試薬ビンの破損、試薬漏洩の点検

ゴム手袋、マスク及びゴーグルを着用し、発火性、毒性の高いものから優先して点検を行う。

c. ガスボンベの点検

理化学室にある高圧ガスボンベ及び水素発生器の元栓バルブをすべて閉める。窒素ボンベの変形、亀裂、ガス漏れ等、異常の有無を点検する。

d. 台風情報と周囲の状況確認

ラジオ及びインターネット等により情報の収集に努めるとともに、所内及び市場内の被害状況を確認する。

④避難

窓ガラスが破損し、風雨が屋内へ侵入している場合は、課長の指示に従い、安全な場所へ避難する。

それ以外の場合は、窓から離れ屋内で待機する。

3) 地震

①職員の安全確保

職員の安否を確認し負傷者がいる場合、応急処置を施し一刻も早く医師、病院に連絡、搬送する。地震による被害が甚大である場合は、火災の発生に留意して、各自周辺の危険物を可能な限り処理し、安全な場所に一時避難する。

又、建物並びに周辺の被害状況についてもチェックする（火災、倒壊等）。

②ガス及び電灯以外の電源の遮断

ガス：ガス漏れの恐れがあるため、室内の元栓、建物外の元栓を閉栓する。

電源：電灯以外の電源を落とす。

③火災発生時の対応

「1) 火災」に従うが、大地震の場合、消防署による迅速な消火活動が期待できない恐れがあるので、初期消火等の消火活動に全力を尽くす。又、床上に薬品及び有機溶媒等が流出し、落下物が散乱している恐れがあるため十分注意して行動する。

④危険物の処理

a. ガス漏れ及びエーテル等低沸点溶剤漏洩時の対応

窓を開け換気を行う（換気扇は使用しない）。ガス漏れの場合、室内外の元栓が閉じられているか確認する。低沸点溶剤漏洩時は、マスク、ゴム手袋を着用し漏洩した溶剤を処理する。

b. 試薬ビンの破損、試薬漏洩の点検

ゴム手袋、マスク及びゴーグルを着用し、発火性、毒性の高いものから優先して点検を行う。

c. ガスボンベの点検

理化学室にある高圧ガスボンベ及び水素発生器の元栓バルブをすべて閉める。窒素ボンベの変形、亀裂、ガス漏れ等、異常の有無を点検する。

d. 地震情報と周囲の状況確認

ラジオ及びインターネット等により情報の収集に努めるとともに、所内及び市場内の被害状況を確認する。

3. 時間別対応に関すること

1人で勤務中に発生した場合、万全な応急対応は困難であるが、被害の拡大を防止するためには、初期の段階において適切に活動することは極めて重要である。

休日、夜間等職場に職員が不在の場合については、奈良県職員防災必携カードの動員区分に基づく参集対応と共に被災状況の把握が必要となる。

(1) 一人勤務中

1) 火災

A. 食品衛生検査所から出火した場合の対応

①発生場所の特定及び状況把握

火災の発生場所を特定し、火災の状況を把握する。

②初期消火が可能な場合の対応

初期消火で確実に消火できると判断されれば、まず消火活動を行う。

③初期消火が困難な場合の対応

初期消火が困難と判断されれば、まず火災報知器で火災の発生を周辺に知らせると共に農林部及び守衛室へ応援の要請を行う。状況に応じて、消防署への通報を農林部へ要請する。ただし、休日等により農林部の職員が不在の場合は、課長の判断により消防署へ通報する。

④応援要請

以下の作業は応援者と共に並行して実施するが、検査所職員は応援者に対し適切な指示を行うことを念頭におかなければならない。その内容は「2. 災害別対応に関すること 1) 火災」によるが、中でも消火活動、ガスの遮断及び危険物の処理に努める。

B. 他の事務所から出火し延焼の恐れがある場合の対応

①出火元の確認

出火元からの距離や火災の規模等の状況をできる限り正確に把握する。

②初期消火活動への協力

火災報知器による周辺への周知や消防署への通報等に協力すると共に初期消火活動により消火できると判断した場合には、消火活動に専念する。

③応援要請

管理棟内の火災の場合、農林部及び守衛室へ応援要請を行う。

④電気・ガスの遮断

検査所に供給されているガス（都市ガス、高圧ボンベ）の元栓を閉める。
また、電源を元ブレーカーの段階で切る。

⑤危険物の処理

爆発性のある物質や毒性のある物質、高圧ガス、ガスクロマトグラフなどはできる限り安全な場所へ搬出又は隔離する。

⑥避難

必要最大限の処置を尽くしたか、もう一度確認した上で安全な場所へ避難する。

2) 風水害

①職員の安全確保

万一、職員自身が負傷した場合は必要に応じて農林部又は守衛室へ連絡し、救急搬送を要請する。

安全が確保されている場合は、建物並びに周辺の被害状況を確認する（浸水及び破損状況等）。

②窓ガラス、ガラス器具等の破損対応

床上に薬品及び有機溶媒等が流出し、落下物が散乱している恐れがあるため十分注意して行動する。

ガラスの破片によるけがを防止するため、軍手の上に厚手のゴム手袋をはめて片付ける。

③危険物の処理

a. ガス漏れ及びエーテル等低沸点溶剤漏洩時の対応

窓を開け換気を行う（換気扇は使用しない）。ガス漏れの場合、室内外の元栓が閉じられているか確認する。低沸点溶剤漏洩時は、マスク、ゴム手袋を着用し漏洩した溶剤を処理する。

b. 試薬ビンの破損、試薬漏洩の点検

ゴム手袋、マスク及びゴーグルを着用し、発火性、毒性の高いものから優先して点検を行う。

c. ガスボンベの点検

理化学室にある高圧ガスボンベ及び水素発生器の元栓バルブをすべて閉める。窒素ボンベの変形、亀裂、ガス漏れ等、異常の有無を点検する。

d. 台風情報と周囲の状況確認

ラジオ及びインターネット等により情報の収集に努めるとともに、所内及び市場内の被害状況を確認する。

④避難

窓ガラスが破損し、風雨が屋内へ侵入している場合は、安全な場所へ避難する。それ以外の場合は、窓から離れ屋内で待機する。

3) 地震

①安全確保

火災の発生に留意して、揺れが収まるまで安全な場所で一時避難し、建物並びに周辺の被害状況をチェックする。（火災、倒壊等）

②ガス及び電灯以外の電源の遮断

電灯を除く電源の遮断及びガス元栓の遮断を行う。

③火災発生時の対応

「1) 火災」に従うが、大地震の場合、消防署による迅速な消火活動が期待できない恐れがあるので、初期消火等の消火活動に全力を尽くす。又、床上に薬品及び有機溶媒等が流出し、落下物が散乱している恐れがあるため十分注意して行動する。

④危険物の処理

「2. 災害別対応に関すること 3) 震災」によるが、応援要請を優先させる。

(2) 休日、夜間等職員が不在の場合

1) 火災

休日に火災発生 of 通報を受けた場合、慌てずに通報者から火災の状況を正確に把握し、災害発生時緊急連絡網により連絡を回すと共に直ちに職場に出動する。(課長が対応する。ただし、課長が不在の場合は係長が対応する。)

職場到着後は、火災の状況に応じて「2. 災害別対応に関すること」又は「3. 時間別対応に関すること」により、被害の拡大防止及び延焼防止のために必要な処置を行う。

2) 風水害

休日に風水害発生 of 通報を受けた場合、慌てずに通報者から被害状況を正確に把握し、災害発生時緊急連絡網により連絡を回すと共に直ちに職場に出動する。(課長が対応する。ただし、課長が不在の場合は係長が対応する。)

職場到着後は、被害の状況に応じて「2. 災害別対応に関すること」又は「3. 時間別対応に関すること」により、必要な処置を行う。

3) 地震

地震発生後は直ちに、テレビ、ラジオ、インターネット等の報道による広域的な情報だけでなく、守衛室に電話し、市場及び検査所近辺に関する正確な災害状況の把握に努める。

職場に出動し、被災状況の把握に努める。職場到着後は、「(1) 一人勤務中 3) 地震」に準じて必要な処置を行う。

なお、震度5強：A動員、震度6弱：B動員、震度6強以上：C動員(全職員動員)が発令されるが、以下の注意点を遵守し参集する。

- ①周囲の状況を把握し、冷静に行動する。
- ②機能的な(動き易い)服装で参集する。
- ③徒歩又は二輪車を基本とし、自動車は使用しない。また、公共交通機関の利用が可能な場合は有効活用する。
- ④食料、飲料水、衣類、ラジオ等最小限の生活必需品を携行する。
- ⑤参集途上、構造物等倒壊の危険性があるのでなるべく道路の中央を通る。

4. 応急措置に関すること

災害発生により人身事故が起こった場合の対処法について述べる。食品衛生検査所としての特殊性を踏まえて適切な応急処置が必要となる。

必要に応じて、気道の確保（人工呼吸）、心臓マッサージ及び水による冷却（火傷の場合）等を実施するものとし、直ちに医療機関（医師）へ連絡することにより専門的な立場から適切な処置を受けることが必要である。そのためには、事故時の状況や事故の原因、程度を正確に把握し、伝達することが重要である。

1) 薬品類を飲んだ場合

体内に入った薬品を排出させる。薬品が口から入ったらまず吐かせる。胃が空っぽだと吐いても出てこないのもので水を飲ませて吐かせる。

吐かせてはいけない場合もあり、吐かせると人体に危険を及ぼすこともあるので、手当にこだわらず、一刻も早く救急車を呼んで病院に運ぶ。

以下の場合には吐かせないこと。

①意識がはっきりしない時

吐かせると吐物が気管に入って窒息する危険がある。

②けいれんを起こしているとき

吐かせるとかえってけいれんを誘発させたりひどくなる場合がある。

③石油製品（シンナー、灯油、ベンジン、ガソリンなど）を飲んだ時

石油製品は気管に入りやすく、出血性肺炎を起こす危険がある。

④強い腐食性物質を飲んだ時

塩素系漂白剤を飲むと食道やのどがただれる。吐かせるともう一度食道や喉が損傷を受けることになる。

⑤殺虫剤を飲んだ時

殺虫剤の中でも有機リン系の薬剤は非常に危険で、発汗、嘔吐、腹痛の症状が現れる。殺虫剤現物を持参のうえ病院に運ぶのが望ましい。

2) 有毒ガスを吸入した場合

ガスによる事故が発生した場合に、最も気を付けなければならないのは、救助者が、救助にあたる時に、二次的な被害者にならないように注意することである。（酸欠、有毒ガスによる救助者自身の被害の防止）

①塩素ガス

漂白及び消毒目的として次亜塩素酸ナトリウム（市販用漂白剤）を使用していることから、酸との混合による塩素ガスの発生に十分注意しなければならない。塩酸は元より硝酸、硫酸及びクエン酸を保管している。

塩素ガスが発生した場合は、換気扇の作動及び窓を開放して換気を行うと共に速やかにその場から離れ、新鮮な空気を吸いに行き安静にしなければならない。暫くしても容体が回復しない場合は医療機関に受診する。

②窒素ガス

ガスクロマトグラフは、キャリアガスとして高純度の窒素ガスを使用している。

窒素ガス自体は無害で可燃性及び助燃性はないが、ボンベが破損し、高圧の窒素ガスが大量に噴出した場合は、酸欠により死亡する場合もあり十分注意しなければならない。又、噴出したガスが目に入れば損傷又は失明する恐れがある。万一、高圧の窒素ガスを顔面に浴びた場合は、ボンベから離れた場所へ移動させ、救急により医療機関へ受診する。

3) 薬品類が目に入った場合

直ちに、流水で15分程度洗浄させるか、または、洗面器の水に顔をつけさせ、まばたきを繰り返させる。その上で専門医の適切な処置を受ける。

4) 薬品類が皮膚に付着した場合

大量の流水で皮膚を十分に洗浄する。なお、当該薬品が強酸性の場合は水洗後、飽和炭酸水素ナトリウム水で洗浄し、強アルカリ性の場合は水洗後、2%酢酸で洗浄する。

ただし、重症の場合は、速やかに専門医に受診する。

5) 火傷を負った場合

直ちに流水(10～15℃)で30分から2時間程度冷やす。重症の場合は、速やかに専門医に受診する。

6) 外傷を負った場合

ガラス破片等による場合には、皮膚からガラス片等の異物を除去する。出血が止まらない場合は、次の止血法で止血を試みる。

① 圧迫止血法

損傷部位を直接圧迫して止血する。

② 止血帯による止血

止血帯またはタオル等を用いて、損傷部位より心臓に近い方をきつく縛って、止血する。末梢部位が痛くなったら、5分間に1回の割合で1分間程度緩めて、血流を戻し、再び縛る。万一、止血しない場合は、救急により医療機関へ受診する。

5. 衛生指導に関すること

災害発生により当課業務は、「災害発生時BCP業務整理表」に基づき対応する。被災した食品衛生法に基づく許可施設並びに届出施設に対する衛生指導は急務であり、発災後2日目以降の急性期より実施する。

停電、断水、浸水及び損壊等により当該施設の衛生状態が劣悪な状況になっていることから、復旧までの間、衛生状態を確保するために郡山保健所と連携を図りながら必要に応じて、市場管理者及び食品等事業者に対して以下のとおり助言を行う。

1) 食品の温度管理

停電が発生し、店舗毎の冷蔵庫及び市場冷蔵施設が使用できない場合は、便宜上、可能な限り冷凍庫を冷蔵目的で使用する。ただし、庫内温度が10度を超過した場合には、要冷蔵食品は廃棄しなければならない。

その他、氷雪製造業者及び氷雪販売業者に対して氷の発注が可能な場合は、至急依頼する。

食品衛生検査所は、被災状況調査を行った上で、必要に応じて赤外線温度計により要冷蔵食品の温度を測定する。

2) 設備・器具の清拭、洗浄、消毒

施設が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症が発生する恐れがあるため、洗浄、清掃が大切である。

- ①扉や窓を開放して、しっかり換気する。（換気扇や扇風機を併用する）
- ②汚泥は取り除き、しっかり乾燥する。
- ③清掃中のけがの予防に手袋を着用する。
- ④ほこりを吸わないようにマスクを着用する。
- ⑤清掃が終わったら、うがいと手洗いをしっかり行う。

なお、消毒は清拭、洗浄が終わってから行う。

【主な消毒方法】

- ①汚染の程度がひどい場合、長時間浸水していた場合
次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤）
- ②対象物が色あせや腐食等により次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合
消毒用アルコール、塩化ベンザルコニウム（逆性せっけん）

消 毒 薬	対象・使用方法	
	食器、調理器具、流し台	側壁、作業台、機械器具
次亜塩素酸 ナトリウム (家庭用塩素系 漂白剤でも可)	0.02%に希釈する ①食器用洗剤と水で洗う ②希釈した消毒液に5分間漬けるか、消毒薬を含ませた布で拭き、その後水洗い、水拭きする ③よく乾燥させる	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる②調整した液を浸した布などでよく拭く③金属面や木面など色あせが気になる場所は、水道水で2度拭きする
消毒用 エタノール (70~80%)	希釈せず、原液のまま使用する ①洗剤と水で洗う ②エタノールを含ませた布で拭く	希釈せず、原液のまま使用する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる②エタノールを

		含ませた布で拭く
10%塩化ベンザルコニウム (逆性石けん)	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く

3) トイレの衛生保持

断水や停電により水洗トイレが使用できなくなる場合がある。手動で水を流さなければならない。用便後バケツ1杯分(6~8L)の水を便器へ一気に流し込み、汚物を流さなければならない。

本市場は専用水道施設があり、貯水池内の上水を供給することは可能である。その際、緊急用蛇口からポリタンクへ給水し運搬しなければならない。

なお、トイレを介するウイルス感染や細菌感染を予防するために、便座、ドアノブ、手すり、ペーパーホルダー等は、毎日0.1%次亜塩素酸ナトリウム又は10%塩化ベンザルコニウム等により清拭しなければならない。

VI 關係資料

< 省 略 >